市町村合併を考える⑥

合併協議会で協議すること

(その他必要な協議項目【主な内容】)

先月号に引き続き、合併協議会で協議する事項【例】を紹介します。9月号では、「基本的事項(5例)」、「合併特例法に規定されている事項(5例)」について紹介をしましたが、今月号では、「その他必要な協議項目」について紹介します。

条例、規則の取扱い

(5.50 Eth.) (6.50 Eth.) (7.50 Eth.) (7.

■特別職の身分の取扱い

非常勤特別職・・教育委員、選挙収入役、教育長など 常勤特別職・・市町村長、助役・

新設合併では、合併関係市町村管理委員など

や証明手数料が違う場合は、証明手数料などについて、佐容の各種施設使用料や同一種

しておく必要があります。

の特別職の職員の身分は変わりあ編入合併では、編入する市町村になります。 で新たに選挙 (選任) されることの特別職は全員失職し、新市町村

ついて協議する必要があります。こうした特別職の職員の処置に特別職は全員失職します。りませんが、編入される市町村のの特別職の職員の身分は変わりあ

条例・規則などに基づいて新たに

新設合併の場合、

組織機構は

要があります。
引継ぎができるように措置する必応じて機構改革を行い円滑に事務の事務に対応できるよう、必要に村の組織機構が編入される市町村に当務に対応できるよう、必要に対の場合、編入する市町村の組織機構があります。

■ 支所(出張所)の位置、名称、所管区域

についても合併関係市町村で協議へ合併の場合、附属機関の取扱い称、機構、業務内容などや特に編等の扱いについて、その位置、名の事務所や出先機関としての支所の事務所や出先機関としての支所の事務所を出先機関としての

する必要があります。

■使用料、手数料の取扱い

合併関係市町村の間で、

同

使用類の

■公共的団体等の取扱い

(作り出す)するため、統合される 進められるよう協議会において十 分検討しておく必要があります。 新市町村としての一体感を醸成 工会、青年団、婦人会等)合併後 のが理想的であり、統合が円滑に 公共的団体等 (農協、 漁協、 商

■補助金、 交付金等の取扱い

どが必要となります。 金等の扱いは統一し、 市町村全体の均衡を考えて調整な (独自の)補助金等については、新 合併関係市町村間の同種の補助 異なった

■慣行の取扱い

なども考慮し、取扱いについて協 ンボルや基本姿勢となるものであ の慣行については、新市町村のシ 木、各種宣言、祭り、成人式など 議する必要があります 市町村章、 地域の伝統文化との結びつき 市町村民憲章、

■町、字の取扱い

あります。 あり考慮しながら調整する必要が く必要があります。 称の変更などについて協議してお 住民にとっても愛着が深い場合が 地域の歴史や文化がしみ込んだ、 町や字の区域の設定や廃止、 名

■一部事務組合等の取扱い

加入の手続きや規約変更などの手 続きが必要となります。 合併が行われた場合は、 脱退

■公社・第3セクターの取扱い

明らかにし、今後の組織などのあ り方について協議する必要があり 経営状況を含めて情報をすべて

事業の取扱い ■国民健康保険事業及び介護保険

村の住民の間で不均衡が生じない 保険料などが異なる場合、新市町 旧市町村間で保険給付の内容や

> す。 ように、かつ急激な負担の変化が ないように調整する必要がありま

■電算システム事業

利さだけを考えがちでありますが があります。) することなどに十分考慮する必要 あります。(コンピューター の便 取扱いについて協議をする必要が 合併後当面は既存の電算システム らかじめ調整を行っている場合と 構築、修正には長時間の日時を要 ソフト開発の重要性、システムの に統合を図っていく場合とがあり を活用しつつ、できるだけ速やか 合併施行日に稼動できるようあ

■各種事務事業の取扱い

の経費を要するものについて、将 接大きな影響を与えるものや多額 調整する必要があります。 来の住民サービスを考慮しながら 務事業の中で合併に伴い住民に直 つ一つについて、どの制度や取 新設合併の場合は、事務事業の これまでの内容以外で、

制度や取扱いを創設するかなどの 扱いを採用するか、または新たな 調整を検討する必要があります。

調整を行う必要があります。 取扱いに相違がある場合について、 体と編入団体の事務事業の制度や 編入合併の場合には、編入先団

考えられる事業・参考)

- 広報広聴関係・納税関係事業
- 消防防災関係事業・交通関係
- 窓口業務・人権対策事業
- 高齢者福祉事業・児童福祉事業 保健衛生事業・障害者福祉事業
- 保育事業・健康づくり事業
- その他福祉事業
- ごみ収集運搬業務事業
- 生活環境対策事業
- 農林水産関係事業

商工観光関係事業

- 建設港湾関係事業
- 上下水道事業·都市計画 (公住
- 学校教育事業・文化振興事業 小中学校 (幼稚園) の通学区域
- その他事業

社会教育事業・社会福祉協議会

▼問合せ先

総 務課 **1**2 - 1211 臨 時 調 (内線212